

## Ⅱ 追加要求の主要事項等

## 1. 子ども手当の創設(新規)

1兆4,722億円

子ども手当に関しては、以下の方針に沿って、所要額を平成22年度予算に計上するとともに、平成22年度分の支給のための所要の法律案を平成22年通常国会に提出する。(給付費1兆4,556億円、事務費166億円)

- ① 中学校修了までの児童を対象に、1人につき月額13,000円を支給する。
- ② 所得制限は設けない。
- ③ 子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担する。
- ④ ③以外の費用については、全額を国庫が負担する。

(注1) 公務員については、所属庁から支給する。(国家公務員分の給付費425億円は上記の1兆4,722億円には含まれない。その額を含めると国の給付費負担は1兆4,980億円)

(注2) 給付費総額は2兆2,554億円である。

(注3) 現行の児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資に実施する。

(注4) 平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する。

### ○子ども手当の円滑な実施(システム経費)

子ども手当の円滑な実施を図るため、平成21年度第2次補正予算案(123億円)において、その準備のための市町村(特別区を含む)における臨時的な経費となるシステム経費につき、奨励的な助成を行う。

## 2. 年金記録問題の解決

910億円(284億円)

### (1) 紙台帳とコンピュータ記録との突合せ

427億円(106億円)

- ・ 被保険者名簿等の紙台帳等について、年金記録総合管理・照合システム(電子画像データ検索システム)を活用して個人単位でのコンピュータ記録との突合せを開始する。初年度については全体の約10%の突合せを行う。

### (2) 常に年金記録が確認できる仕組み(新規)

40億円

- ・ 年金加入者などの方が、パソコンを使いインターネットで即時に自身の保険料納付状況などの年金記録を閲覧、印刷できる仕組みを充実し、新たにID・パスワードもインターネットで取得できるようにする。また、自宅にパソコンのない方なども、市区町村や郵便局等で、職員等のサポートにより年金記録を閲覧、印刷ができるようにする。

### 3. 雇用保険制度の見直し 170億円

#### (1) 雇用保険の適用範囲の見直し 129億円

非正規労働者に対するセーフティネット機能強化の観点から適用範囲の拡大(雇用見込み6か月→31日)を行う。

#### (2) 非自発的失業者の医療保険の軽減 41億円

国民健康保険に加入する非自発的失業者の保険料(税)について、失業後の一定期間、在職中の保険料水準と同程度となるように軽減する。

### ○雇用保険制度の機能強化 3,500億円

- ・ 雇用調整助成金の要件緩和にあわせ、平成22年度からの失業等給付に係る国庫負担の引上げについては、雇用保険制度の安定的運営を確保するため、平成21年度第2次補正予算(3,500億円)において対応する。
- ・ 平成23年度以降については、平成23年度予算編成過程において検討し、安定財源を確保した上で、国庫負担を本則(25%)に戻す。これを雇用保険法の改正に盛り込む。

### 4. 生活保護の母子加算の支給 183億円

- ・ 平成21年12月より復活した母子加算(月額 23,260円(子一人、居宅【1級地】))について、子どもの貧困解消を図るため、平成22年度においても引き続き支給する。  
なお、子ども手当(平成22年度は児童手当と併せて月額 13,000円)の創設を踏まえ、同手当を収入認定した上で、子ども手当の効果が被保護世帯に満額及ぶよう所要の措置を行う。

### 5. 父子家庭への児童扶養手当の支給(新規) 50億円

- ・ ひとり親家庭への自立支援策の拡充を図るため、これまで支給対象となっていなかった父子家庭にも児童扶養手当を支給する。(平成22年8月施行、12月支払い)

(参考)

手当額(月額)

児童1人の場合 全部支給 41,720円、一部支給41,710円～9,850円(所得に応じ)

児童2人以上の加算額 2人目 5,000円、3人目以降 3,000円

### 6. 待機児童解消への取組 200億円

平成21年度2次補正予算案(200億円)において、安心こども基金の積み増しを行い、待機児童解消のために、地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館等)を活用して、

- a. 認可保育所の分園等を設置する場合(賃貸物件を含む)
- b. 家庭的保育の実施場所を設置する場合(賃貸物件を含む)

において、補助基準額及び補助率の引き上げを行う。

## 7. 診療報酬改定

医療の危機的な状況を解消し、国民に安心感を与える医療を実現するため、配分の見直しや後発品の使用促進を図りつつ、10年ぶりにネットプラス改定を行う。

### 全体改定率 +0.19%

- ・ 診療報酬改定(本体) 改定率 +1.55%
- 各科改定率 { 医科 +1.74%  
                  (入院: +3.03% 外来: +0.31%)  
                  歯科 +2.09%  
                  調剤 +0.52%

医科については、急性期入院医療に概ね4,000億円程度を配分することとする。また、再診料や診療科間の配分の見直しを含め、従来以上に大幅な配分の見直しを行い、救急・産科・小児科・外科の充実等を図る。

- ・ 薬価改定等 改定率 ▲1.36%
- 薬価改定 ▲1.23% (薬価ベース ▲5.75%)
- 材料価格改定 ▲0.13%

## 8. 高齢者医療制度の保険料の上昇を抑制する措置等

2,902億円

平成21年度第2次補正予算案(2,902億円)において、以下の高齢者の負担軽減措置に係る経費を計上するとともに、平成22年度の保険料の上昇を抑制するための措置を別途講じる。

- ①70歳から74歳までの患者負担割合の引き上げ(1割→2割)の凍結
- ②被用者保険の被扶養者であった方の保険料軽減の継続(均等割9割軽減)
- ③所得の低い方の保険料軽減の継続(均等割9割、8.5割、所得割5割軽減)

## 9. 新型インフルエンザへの万全の対応

116億円(144億円)

平成22年度予算案において下記の事業を実施する。

- (1) 医療提供体制の整備 41億円(7.1億円)  
新型インフルエンザ患者を受け入れる医療機関における必要な施設・設備(人工呼吸器等)や対策協議会の設置及び感染症指定医療機関の運営を支援する。
- (2) 新型インフルエンザワクチンの買上(新規) 10億円  
新型インフルエンザに対応するための新型インフルエンザワクチンを製造し、買上を行う。
- (3) 抗インフルエンザウィルス薬、新型インフルエンザワクチン等の適切な備蓄 3.6億円(1.6億円)  
抗インフルエンザウィルス薬、新型インフルエンザワクチン等を適切に保管する。

平成21年度第2次補正予算案(1,173億円)において、新型インフルエンザワクチンの生産能力向上等を図る。

<具体的な措置>

○新型インフルエンザ対策の強化

①国産ワクチン生産能力向上 950億円

細胞培養法を開発し、現在の鶏卵培養法では1年半～2年を要する全国民分の新型インフルエンザワクチンを約半年で生産可能な体制を構築する。

②新型インフルエンザワクチン接種費用の助成 207億円

低所得者に対し新型インフルエンザワクチンの接種費用を助成する。

③医療機関における設備整備 16億円

新型インフルエンザ患者を受け入れる医療機関における必要な設備(人工呼吸器等)を整備する。

## 10. がん対策の拡充 316億円(237億円)

- ・ がん医療に携わる医療従事者の研修等を引き続き行うとともに、化学療法医、放射線治療医、病理医をはじめとした医療従事者の実態調査やがん医療の地域連携強化等により、がん医療の均てん化を図る。
- ・ がんの早期発見・早期治療に向けて、がん検診50%推進本部を設置したところであり、今後、国・地方公共団体・企業等の連携の強化を図り、がん検診の受診を促進する。
- ・ 特に検診受診率の低い女性特有のがん(子宮頸がん、乳がん)については、一定の年齢に達した女性に検診の無料クーポンを配布するとともに検診手帳を交付。
  - 子宮頸がんは20歳、25歳、30歳、35歳及び40歳、乳がんについては40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳(対象人数740万人分)
- ・ がん対策推進基本計画に掲げる目標の達成に資する研究を着実に推進するとともに、がん予防、診断、治療等に係る技術の向上などの研究成果を普及、活用する。

## 11. 肝炎対策の拡充 180億円(129億円)

医療費助成について、下記のとおり拡充する。

- ・ 自己負担限度額を原則1万円まで引下げる。(現行の負担額1万円、3万円、5万円を1万円、2万円(上位所得者階層)とする)
- ・ 核酸アナログ製剤治療(※)を助成対象として追加する。  
(※ウィルスの増殖を抑制する抗ウイルス剤の一種。B型肝炎の代表的治療薬の1つ。)

## 12. 障害者の利用者負担軽減(新規) 107億円

- ・ 新たな総合的な制度ができるまでの間、低所得(市町村民税非課税)の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とする。

(参考): 現行の低所得の障害者に係る利用者負担

福祉サービス(居宅)・・・最大 3,000円

福祉サービス(通所)・・・最大 1,500円

福祉サービス(入所、グループホーム等)・・・最大24,600円

補装具・・・最大24,600円

## 13. 緊急雇用対策

平成21年度第2次補正予算案において下記の事業を行う。

### (1) 雇用調整助成金の要件緩和 (78億円)

- ・ 企業の雇用維持努力への支援を強化するため、雇用調整助成金の支給要件の緩和を平成21年12月から緊急的に実施する。

<具体的な措置>

#### ○雇用調整助成金の「生産量要件」の緩和

企業の休業・教育訓練・出向による雇用維持の取組を支援するため、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金について、手当、賃金の4/5(大企業2/3)の助成(解雇等を行わない場合は助成率がそれぞれ9/10、3/4に上乘せ)を行うとともに、「生産量要件」について、現行要件(\*)に加え、赤字の企業については、企業規模にかかわらず、「前々年比10%以上減」の場合も支給対象とする。

(\*) 生産量、売上高等の生産指標の最近3ヶ月の月平均値がその直前の3ヶ月又は前年同期に比べ原則5%以上減少している事業主。

### (2) 貧困・困窮者支援の強化 (703億円)

求職中の貧困・困窮者が、再び「派遣村」を必要とすることなく、安心して生活が送れるようになるため、支援策を強化する。

<具体的な措置>

#### ○実効ある貧困・困窮者支援(「第2のセーフティネット」)の確立 703億円

##### ①ハローワークのワンストップ相談機能の充実 2.7億円

ハローワークに「住居・生活支援アドバイザー(仮称)」(新規)を263名配置し、第2のセーフティネットの各種支援制度についてのワンストップサービス(総合相談と実施機関への的確な誘導)を実施する。

##### ②「住まい対策」の拡充 700億円

「住宅手当」の拡充(最長6か月間→一定の条件下で3か月間の延長措置が可能)や、空き社員寮等の借り上げによる「緊急一時宿泊施設」の設置等の継続的支援を拡充するとともに、福祉事務所等に配置する生活保護受給者を対象とする就労支援員を約2,500名増員(550名→3,050名)、住宅手当受給者を対象とする住宅確保・就労支援員を約1,250名増員(1,250名→2,500名)する等により、生活・就労支援を強化する。

### (3) 新卒者支援の強化 (2.5億円)

来春以降厳しい求人情勢が見込まれる新卒予定の学生・生徒の就職支援を強化し、第2の「ロス・ジェネレーション」をつくらないようにする。

#### <具体的な措置>

##### ○新卒者の就職支援体制の強化

###### ①「高卒・大卒就職ジョブサポーター」の更なる緊急増員 2.5億円

ハローワークに就職支援の専門職である「高卒・大卒就職ジョブサポーター」を更に310名増員(618名→928名)し、未内定の新規学校卒業者等に対する担当者制による職業相談・職業紹介から職場定着までの一貫した就職支援を実施する。

##### ○未就職卒業者の就職支援の強化

###### ①新卒者体験雇用事業の創設(制度要求)

未就職卒業者を対象に1か月間の体験雇用(有期雇用)の機会を設けることにより、希望職種を選択肢を広げ、その後の正規雇用への移行を支援する。(体験雇用を受け入れた事業主に対して新卒者体験雇用奨励金(仮称)を支給(月8万円))

###### ②「重点分野雇用創造事業(仮称)」の活用 (1,500億円の内数)

「重点分野雇用創造事業(仮称)」(後述)における未就職卒業者の雇用へ配慮する。

### (4) 緊急雇用創造の拡充 (1,500億円)

- ・ 成長分野を中心とした雇用創造を推進するため、先般策定した「緊急雇用創造プログラム」の拡充を図る。

#### <具体的な措置>

##### ○「重点分野雇用創造事業(仮称)」の創設

介護、医療、農林、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用等の分野における新たな雇用機会の創出、地域ニーズに応じた人材育成を推進する。

##### ○その他

###### ①建設業新分野教育訓練助成金(仮称) 2百万円

中小建設事業主が、建設労働者の雇用を維持しながら、グリーン雇用等(農林、観光、介護など)建設業以外の事業に従事するために必要な教育訓練(OJTを除く。)を実施した場合、その実施経費の2/3を助成する。

また、当該教育訓練を行った期間に支払った賃金について、1人あたり日額 7,000円を上限として助成する(60日間を限度)。

###### ②建設業離職者雇用開発助成金(仮称)(制度要求)

事業主が45歳以上60歳未満の建設業離職者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する者として雇い入れた場合に90万円(大企業50万円)を支給する。

## 14. 協会けんぽ国庫負担割合の引上げ

- ・ 急激な収支悪化の状況等に鑑み、下記の措置を講ずることにより、平成22年度の保険料率の上昇を約0.6%抑制する。

(1) 財政再建のための特別措置(平成24年度まで) 8,283億円(6,783億円)

- ① 被用者保険に係る後期高齢者支援金の3分の1(平成22年度は9分の2)を総報酬割とする。
- ② 国庫補助率を13%から16.4%に引き上げる。(平成22年7月実施)
- ③ 3年間で財政均衡を図ることとし、21年度末の赤字額についてはこの期間内に償還する。

(2) 健康保険組合等への支援措置 322億円(163億円)

健康保険組合等における前期高齢者納付金等の負担軽減を図るため、高齢者医療運営円滑化等事業を大幅に拡充する。